

下請セーフティネット債務保証

安心と信頼



下請セーフティネット債務保証とは、国土交通省（旧建設省）が平成10年12月に「建設業の経営改善に関する緊急対策」の中核事業として創設した「下請セーフティネット債務保証事業」の一環として当振興基金が行なう債務保証です。

一般財団法人 建設業振興基金

（平成20年10月発行）

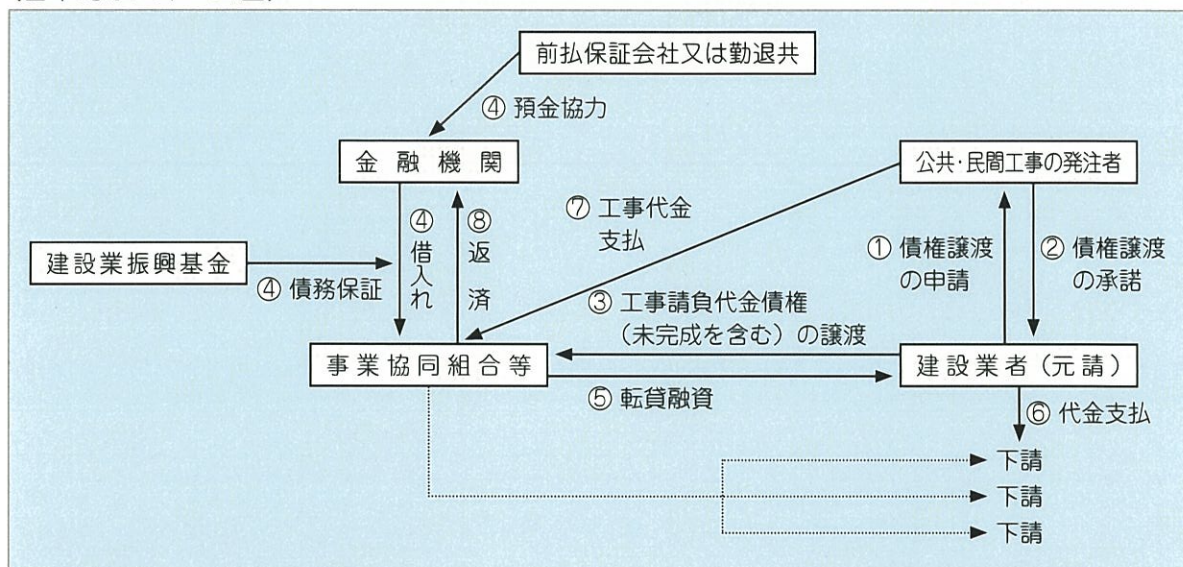
1. 事業の概要

下請セーフティネット債務保証事業は、事業協同組合等が行う転貸融資と当振興基金の債務保証とを組み合わせることにより、公共工事や社会全体の効用を高める施設に関する民間工事*を受注・施工している中小・中堅元請建設業者へ低利な施工資金を提供するとともに、下請業者への支払条件の改善を図るための事業です。**国土交通省は、前払金制度と併せて公共・民間工事施工資金調達手段の「標準装備」となるべく本制度の普及に力を入れております。**

その概要は以下のとおりです。（なお、以下は基本的なスキームであり、工事の各発注者によって異なる場合もあります。）

*社会全体の効用を高める施設に関する民間工事とは、電気事業、ガス事業、鉄道事業、電気通信事業、社会福祉事業、教育事業、医療事業等の用に供する施設その他当振興基金が認めた施設に関する工事とします。

（基本的なスキーム図）



- ①工事を施工中の建設業者（元請）が、発注者から将来受け取る工事請負代金の債権（未完成を含む）を事業協同組合等に譲渡するため、**発注者に対して債権譲渡の申請を行う。**
- ②元請が当該債権を事業協同組合等に譲渡することに対し、**発注者が承諾を行う。**
- ③元請が当該債権を**事業協同組合等に譲渡する。**
- ④事業協同組合等が、構成員に融資する資金（転貸資金）を金融機関から借り入れるに当たり、当振興基金が債務保証を行うとともに、**前払保証会社または勤労者退職金共済機構の預託制度の活用により金利低減が期待できる。**
- ⑤事業協同組合等は、当該譲渡債権を担保とし、**出来高の範囲内で元請に転貸融資する。**
- ⑥元請は、事業協同組合等より借り入れた資金を当該工事の**一次下請負業者等**に支払う。
- ⑦発注者は、債権譲受人である事業協同組合等に工事代金を支払う。
- ⑧事業協同組合等は金融機関に借入金を返済する。
 - ・ 通常の場合
残金については元請に返還する。
 - ・ 元請が倒産等した場合（事業協同組合等が「下請負人等の保護に資する方策」の②を講じている場合）
出来高対応分の工事代金の支払を受けた事業協同組合等は、元請に代わって下請への支払を行う。

転貸融資額等の算出〔具体例〕

請負金額1億円の公共工事、前払金40%、中間払、部分払なし。出来高90%時点での貸付の場合

- 債権譲渡額=6,000万円（1億円－4,000万円）
- 貸付金額=3,800万円
（1億円×90%－4,000万円－1,000万円〈違約金相当額〉）×95%〈担保掛け目〉
- 当該工事が完成した場合
- （1）発注者から債権譲受人である事業協同組合等へ工事代金6,000万円が支払われます。
（1億円－4,000万円）
- （2）事業協同組合等は貸付金3,800万円を回収し、残金2,200万円を元請に返還します。
- * 違約金相当額とは、工事不履行による契約解除の際のもので、ここでは請負金額の10%とします。

※下請負人等の保護に資する方策とは？

以下の2つの方策を講じることを行います。

- ①元請は、借入申込の際に、事業協同組合等に対し、下請負人等への**支払状況・支払計画**を提出すること。
- ②元請が倒産により下請負人等への支払ができなくなった場合に、事業協同組合等は発注者より受け取る**当該工事代金の一定割合**、もしくは元請への貸付金を精算した後の**残余の部分**を元請に代わって下請負人等に支払う旨の特約を元請と事業協同組合等の間で債権譲渡契約において定めること。

*ただし、事業協同組合等の事務体制に鑑み、当分の間は、上記①の方策のみを講じる場合でも「下請負人等の保護に資する方策」を講じているものとみなすこととします。

2. 制度のメリット

〔建設業者（元請）〕

- 工事の途中段階で、工事請負代金の一部を現金化でき、**資金繰りの改善、経営力等の強化を図れ、経営基盤が安定**します。
- 事業協同組合等が金融機関から借入れるに当たり、当振興基金が債務保証を行うとともに、前払保証会社または勤労者退職金共済機構による協力預託制度（融資残高に対して30%、普通預金または6ヶ月定期）があるため、**極めて低い利率で資金調達**ができます。
- 本制度による借入金は、経営事項審査の経営状況分析における負債回転期間を算出する際の負債合計額から控除できることになっており、**経営事項審査の評点アップ**につながります。
- 本制度は**健全な建設業者**が積極的に活用すべきものであり、国土交通省は公共工事の各発注者に対し、債権譲渡を申請したことをもって、**指名等で不利益な扱いをすることのないよう指導**しております。

〔事業協同組合等〕

- 公共工事請負代金債権を担保（事業協同組合等に債権譲渡）とした場合、事業協同組合等の**リスクはほとんどなく、転貸融資を行うことができます**。
- 本制度をご利用いただいた事業協同組合等には、**出来高査定費用の一部を助成する**などの助成制度があります。（詳細は4. 助成の概要をご覧ください。）

3. 債務保証の概要

(1) 利用資格者

当振興基金に対して出えんしている事業協同組合並びに建設業及び建設関連業の団体等（これらの傘下団体を含みます。）

(2) 保証対象資金の種類及び借入期間

構成員に対し、工事の元請負人の運転資金を貸し付けるために必要な資金で、以下の2つの条件を満たすものに限ります。借入期間は原則1年以内とする。

①貸付につき当該工事請負代金債権の譲渡による保全措置が講じられていること。

②※下請負人等の保護に資する方策（前頁参照）が講じられていること。

(3) 保証の形態

原則、極度枠に係る根保証。（公共工事と民間工事は別枠となります。）

(4) 保証人

役員等の連帯保証

(5) 保証料率及び保証割合

公共工事の場合 年0.1%、100%

民間工事の場合 年0.2%、90%

(6) 取扱金融機関

基本的に限定はありません。

4. 助成の概要

◇下請セーフティネット債務保証に対する助成措置

(1) 出来高査定等に対する助成

助成の種類

	①出来高査定助成	②新規被保証者に対する助成	③継続被保証者に対する助成
助成金額	1件あたり 上限25,000円	年間300,000円	下表のとおり

①出来高査定助成

転貸融資の際に事業協同組合等が自ら行った出来高査定に要した費用の一部について助成いたします。(1件あたり2万円までは全額、2万円を超える部分については2分の1で、上限2万5千円)

②新規被保証者に対する助成

新規に本事業を導入した事業協同組合等に対し、事業普及等に要した費用について助成いたします。(年1回30万円、原則3回まで)

③継続被保証者に対する助成

事業協同組合等が行った転貸融資件数の実績に応じて助成いたします。(年間5～30万円)

継続被保証者に対する助成

年間融資件数 (反復分を除く)	助成金額
1件～10件未満	50,000円
10件～30件未満	100,000円
30件～60件未満	150,000円
60件～100件未満	250,000円
100件以上	300,000円

(2) 下請保護特約履行等に対する助成

(1)の助成以外に万が一、元請が倒産した場合は、事業協同組合等が元請に代わって下請負人等へ支払を行う際に要した費用の一部(下請債権の確定もしくは保全等を行う際に弁護士等の外部の専門家を活用した場合に要した費用等)について助成いたします。